

学校施設優先団体の更新について

学校施設を使用している団体のうち、優先団体に認定されている団体については、認定要件を定期的に確認するため、2年に1度更新手続きを行っております。つきましては、以下の手順により更新手続きをお願いいたします。

① 認定要件を確認の上、教育委員会学校施設課までお電話ください

※団体の代表者でなくても可



② 電話にて優先団体に関する聞き取り調査を行います

※利用者構成員名簿の提出を求める場合があります



③ 聞き取り調査の内容をもとに優先団体の認定に係る事実確認を行います



④ 優先団体の該当・非該当について、学校施設課よりお電話にて回答します

(更新受付期間) **7/21(火)～8/21(金)**

※上記期間以降に更新手続きを行う場合、認定が抽選申込期間に間に合わない場合がございます。

<優先団体の認定要件>

- ア 団体の構成員の過半数がホームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒でありかつ、当該団体の活動に参加している場合
- イ 学校運営協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合、又はその者が属する団体が使用する場合
- ウ 地域学校協働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する支援活動を行っている場合、又はその者が属する団体が使用する場合
- エ ホームグラウンドとして指定した学校の通学区域内に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合
- オ その他委員会が特に理由があると認めた場合

【問合せ先】文京区教育委員会学校施設課

TEL：03-5803-1297

Mail：b701300@city.bunkyo.lg.jp